



さくら

埼玉FPセンター

ヤマト

法税理士だより

(旧北村会計事務所)

編集 発行人

代表社員・税理士
不動産コンサルタント
C F P・T L C

北村 喜久則

代表社員・税理士
行政書士・A F P

北村 秀子

顧問税理士 (神田・星野・月岡)

事務所 〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048 (866) 9734(代)
FAX 048 (866) 8591
<http://www.yamatotax.com>
mail_tax@yamatotax.or.jp

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	.	.	.	.	.	.

ワンポイント 相続土地国庫帰属制度

所有者不明土地の発生予防のため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、一定要件を満たすことで土地を手放して国庫に帰属できる制度。4月27日から施行され、制度の利用に当たっては、審査手数料や土地の性質に応じて算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要です。

4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月1日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 5月1日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月1日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月17日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 5月1日

損害賠償金の 取り扱いについて

契約などによって債務を負っている人が、その債務を履行しないことによって相手方に損害を与えた場合、その相手方は民法415条に基づき損害の賠償を請求することができます。また、故意または重過失によって、他人の権利や法律上保護される利益を侵害した人は、民法709条に基づき、その損害を賠償する責任を負うことになります。

これらの損害賠償については、損害賠償金を支払うことで解決を図ることが多くあります。損

表1 支払った損害賠償金の取り扱い(法人)

		故意または重過失でない	故意または重過失
業務の 関連性	あり	給与以外の損金算入	役員等に対する債権
	なし	役員等に対する債権	

損害賠償金を支払った場合や受け取った場合には、様々な税務の取り扱いがあります。

1 支払った損害賠償金

(1) 法人の場合
法人が損害賠償金を支払った場合、その損害賠償金の対象となった行為などが、①法人の業務の遂行に関連するものか、関連しないものかと、②その行為が故意または重過失に基づくものか、③の2つの判断基準によって、取り扱いが異なります(表1参照)。

法人の業務の遂行に関連するもので、かつ、故意または重大な過失に基づく行為による損害賠償金を支払った場合は、支出した損害賠償金相当額は給与以外の損金の額に算入されます。

一方、法人の業務の遂行に関連しない行為や、故意または重大な過失に基づく行為による損害賠償金を支払った場合は、その損害賠償金相当額は行為を行った役員や使用人に対する債権になります。なおこの債権について、役員や使用人の支払能力などからみて求償できないために貸倒れをした場合は、その経理処理は認められますが、回収が確実であると認められる部分の金額については、その役員や使用人に対する給与とされます。

(2) 個人事業主の場合
個人事業主が損害賠償金を支払った場合、事業主が加害者の場合と使用人が加害者の場合で、取り扱いが大きく異なります(表2参照)。

事業主が加害者の場合、事故が業務に関連のないものは必要経費になりません。また、事故が業務に関連していても、事故原因が故意または重大な過失がある場合も、必要経費になりません。例えば、酒気帯び運転や

表2 支払った損害賠償金の取り扱い(個人事業主)

		故意または重過失でない	故意または重過失
業務の 関連性	あり	必要経費算入	必要経費不算入
	なし	必要経費不算入	

加害者 使用人			事業主の 故意または重過失でない	事業主の 故意または重過失
業務の 関連性	あり		必要経費算入	必要経費不算入
	なし	立場上やむを得ず負担		
		それ以外	必要経費不算入	

信号無視などによる事故は、特別な事情がない限り、重大な過失があったとされます。

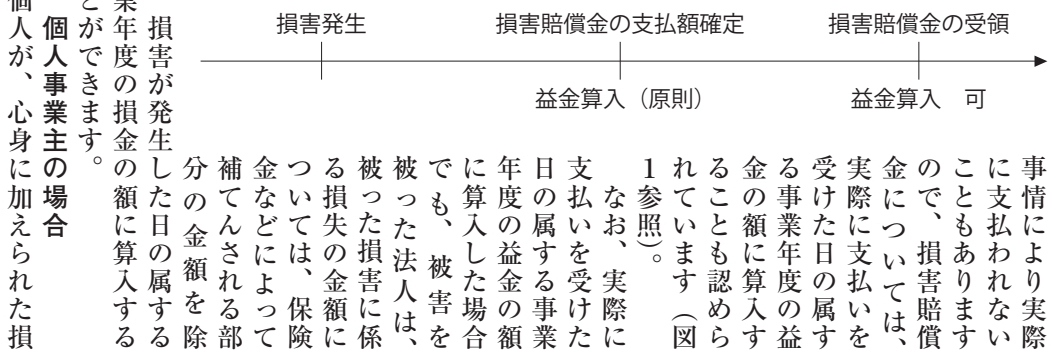
使用人が加害者の場合、その使用人の行為に関して事業主に故意または重大な過失がある場合は、たとえ使用人に故意または重大な過失がなくても、事業主の必要経費になりません。逆に、事業主に故意または重大な過失がない場合は、使用人に故意または重大な過失があるかどうかを問わず、業務に関連するものは必要経費になります。また業務に関連しないものでも、家族従業員以外の使用人で雇用主の立場上やむを得ず負担したものについても、事業主の必要経費になります。

2 受け取った損害賠償金

(1) 法人の場合

法人が他の者から損害賠償金の支払いを受ける場合、その損害賠償金相当額を益金の額に算入します。益金の額に算入する時期は、支払いを受けることが確定した日の属する事業年度です。ただ、金額が確定しても相手方に支払い能力がないなどの

図1 損害賠償金の益金算入時期



害について支払いを受ける損害賠償金などは、原則として非課税になります。ただし治療費として受け取った金額は、医療費を補てんするものなので、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の金額から差し引くこととなります。

3 消費税の取り扱い

消費税の課税の対象となるものは、①国内取引、②事業者が事業として行う取引、③対価性があるもの、④資産の譲渡・貸付・役務の提供、の4要件を満たすものに限られます。心身または資産について加えられた損害の発生に伴って受ける損害賠償金は、消費税の課税の対象になりません。この損害賠償金の支払い者も、たとえ損害賠償金に消費税が含まれてい

るとしても、仕入税額控除を適用することができません。なぜなら、この損害賠償金は対価として支払われるものではないからです。

しかし、例えば損害を受けた製品などの棚卸資産が加害者に引き渡され、その資産がそのまま使用できるような場合や、特許権や商標権などの権利の侵害を受けたために受け取る損害賠償金で権利の使用料に相当する場合、事務所明け渡し期限より遅れたために受け取る損害賠償金で賃貸料に相当する場合など、対価性が認められる損害賠償金については、消費税の課税の対象になります。



＜当事務所の業務内容＞

1. 会 計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導)
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
2. 税 務 (1) 税務代理、税務申告書の作成、税務相談
(2) タックスプランニング、相続、贈与、事業承継設計
3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
4. 経営支援 (1) 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成
(2) 管理会計指導 (継続 MAS)
5. 提携先 弁護士 (峰岸)、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社、建設会社、保険会社は多数あり。

(スタッフ)	第1 監査班 星野顧問	—	①財務支援	水落大介 (AFP)	—	内田祐輝	—	溝上加奈		
			②	〃	廣井里美 (AFP)	—	鈴木千尋	—	篠崎理沙 (FP)	— 大山美香子 (システムエンジニア)
			③	〃	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	—	辻 綾 (FP)	—	松本由紀	
	第2 監査班 柴崎コーチ	—	①経営支援	中村大祐 (税理士合格者)	—	山 大裕 (1級FP・宅建)	—	元橋暁潔 (AFP)		
			②	〃	木村隆志 (科目合格者)	—	山田直緒子 (AFP)	—	北村実喜 (科目合格者)	— 間口 肇 (MBA・AFP)
	第3 監査班 神田顧問	—	①資産税	大田 靖 (国税OB)	—	平野朋子 (AFP)				
			②	〃	月岡直樹 (税理士)	—	石津 悟 (CFP・宅建)			

※ 資格者 税理士 5 名 (顧問含む)、社会保険労務士 1 名、行政書士 1 名、宅地建物取引士 2 名、税理士科目合格者 5 名、不動産コンサルタント 1 名、CFP 3 名、AFP 7 名、FP 技能士 6 名、生保資格者多数、損保資格者 2 名、秘書資格者 2 名

輸入する貨物の納税義務者

輸入する貨物については、その貨物を保税地域から引き取る時に消費税が課税され、その納税義務者はその貨物を保税地域から引き取る者 (輸入申告者) です。

輸入取引の場合の納税義務者は、国内取引の場合のように事業者に限定されず、また、免税点などの規定も設けられていません。

したがって、事業者だけでなく給与所得者や家庭の主婦なども、外国貨物を輸入すれば消費税の納税義務者となります。

なお、課税の対象となる輸入とは、一般的な貿易により輸入される貨物のほか、海外旅行からの帰国の際におみやげなどとして持ち帰ったものも含まれます。ただし、海外旅行から帰国したときに課税される輸入関税がいわゆる携帯品免税として免除されるものについては、消費税も免除になります。

講師給食費



弊社では、新人研修の一環として外部講師を招いてマナー講習を設けており、

外部講師には社内で一律 500 円程度の弁当を給食しています。この給食費用について、税務上の取扱いを教えてください。

A 外部講師に対して、社内ですら一律に少額の弁当を給食する際の給食費用については、交際費等の限度計算を要し

ません。これは、その給食費用は、接待費というよりは、むしろ講師委嘱に関連して通常要する費用と認められるためです。

また、交際費等でない場合に、その給食費用について、講師謝金の一部として源泉徴収する必要はありません。この給食費用は少額で、かつ、臨時的な経済的利益の供与ですから、強いて源泉徴収することを要しないとされています。